Tax and Management

T&M通信

~税務と経営~

2021年7月号

今月の経営チェックポイント✓

- □7月、8月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- □祇園祭 新型コロナウイルスの感染拡大により規模を縮小し、神事のみ執り行われます。例年は7月中に中京区・下京区の四条通り周辺において交通規制がありましたが、本年は発表されていません。通行される予定がある場合は最新情報にご注意ください。
- □今月の祝日は、22 日 (木) が海の日、23 日 (金) がスポーツの日です。
- □新型コロナウイルスワクチンの接種が始まっています。どこでどうやって接種を受けられるか、下記の HP でご確認いただけます。

https://v-sys.mhlw.go.jp/

納税期限スケジュール

- □源泉所得税(納期特例申請済の事業者の場合は 1 月~6月分)の納付は7月12日(月)までです。
- □所得税予定納税の減額承認申請は 7 月 15 日 (木) までです。
- □所得税予定納税第1期分の納付は8月2日(月) までです。
- □固定資産税及び都市計画税第2期分の納付は8月2 日(月)までです。
- □労働保険の年度更新(概算・確定)申告・納付は7 月12日(月)までです。
- □社会保険の報酬月額算定基礎届の提出は7月12日 (月)までです。



着眼点「消費税のお話~インボイス制度の導入~」

税理士 亀元 祐希

令和5年10月1日から、インボイス制度が導入され、適格請求書発行事業者(登録事業者)は「適格請求書(インボイス)」を交付することになります。一見すると、請求書の様式の話?と思われるかもしれませんが、課税事業者は消費税申告の際にこのインボイスに基づいた消費税部分しか仕入税額控除できないようになり、納付する税額に大きな影響を与えることになります。

この制度の導入の背景として、消費税の透明化・明確化が挙げられます。これまで免税事業者(課税売上高 1,000 万円以下の事業者)は消費税申告は免除されている一方で、売上の際には税込金額で請求していることから、売上に係る消費税から経費等に係る消費税の差額を利益として得る(益税と呼ばれます)ことができていました。また、消費税率が複数税率となったことで、8%の取引なのか10%の取引なのか不明確となっています。こうした状況を改善するため、インボイス制度が導入されようとしています。個人的には最初の免税事業者の益税を排除したいというのが狙いのような気もしますが・・・

さて、今回はこのインボイス制度について、課税事業者・免税事業者のそれぞれに対する影響についてお伝えします。

<課税事業者>

課税事業者については、インボイス制度の導入により登録事業者となりますので自らインボイスを発行する部分 (売上に係る消費税部分)については特段の問題はないと思われます。他方、経費等の支払時にはどの業者を利用するかによって消費税額に影響が生じます。インボイスを発行している業者からの仕入・経費支払については仕入税額控除できますが、インボイスを発行していない業者(無登録事業者)からの仕入・経費支払については仕入税額控除できないため、消費税の納税額が大きくなる可能性があります。この点、無登録事業者が税抜価格で請求してくれていれば納税額は変わりませんが、こちらから販売価格に消費税部分を含めているのかいないのかを判断するのは困難ですので、それなら仕入は登録事業者から、という選択になるかもしれません。いずれにしてもどの仕入業者を利用するのかは今後の大きな問題になると思われます。

<免税事業者>

免税事業者への影響は売上・仕入ともに大きくなると予想されます。課税事業者の欄でも記載したように、販売価格に消費税を乗せるかどうかの検討が必要になります。消費税を乗せると、買い手側が仕入税額控除できないため売上が落ち込む可能性がありますし、消費税を乗せないとした場合でも、販売の競争力は維持できるかもしれませんが、他方で、自らの仕入・経費については消費税がかかるため、支払った消費税を売上に係る消費税で賄えないとことになり、消費税負担が大きくなります。これを回避する方法として課税事業者になるという選択肢(※)も考えられますが、課税事業者になればもちろん消費税申告義務が生じますので、今後どの方法をとるのかについて十分な検討が必要になります。※売上は1,000万円以下でも課税事業者登録することは可能となっています

最後に、インボイス制度導入に伴う登録事業者になるには税務署に登録申請する必要があり、その申請が令和 3 年 10 月 1 日より開始されます。制度自体の導入はあと 2 年ちょっとありますが、特に現在免税事業者の方は検討すべき課題が多く、早期検討が今後の経営を左右しますので、気になった場合はまずご相談くださいませ。こちらからも折をみてお話させていただきます。

●企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱いについて

従業員が支払った新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策費用を会社が負担した場合の取扱いについて、国税庁 HP に令和3年5月31日掲載されました。

①マスク、石鹸、消毒液等の消耗品の購入費

業務の為に通常必要な費用について、従業員から購入時の領収証の提出によりその領収額を精算する場合は従 業員の給与として課税されません。ただし、一定額を渡切りで支給する場合は給料として課税されます。

②従業員の自宅に設置する空気清浄機等の備品の購入費

テレワークのための環境整備等業務の為に通常必要な費用について、従業員が支払った費用を精算する場合は 従業員の給与として課税されません。また、会社が所有する備品を業務の為に貸与する場合も給与として課税 されません。ただし、購入備品等を従業員の所有物とする場合は給与として課税対象になります。

③感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など

業務の為に通常必要な費用について、その費用を精算する方法又は会社の旅費規程に基づいて支給するものについては給与として課税されません。ただし従業員の自己判断によるホテル等の費用については、給与として課税対象になります。

④PCR 検査費用、室内消毒の外部委託費用など

会社の命令により受けた PCR 検査費用やテレワーク等で使用する場所を消毒する場合の費用を精算する場合は 従業員の給与として課税されません。

なお、上記費用を会社が負担した金額は、消耗品費、旅費交通費等として損金算入できます。

(参照) 国税庁 HP https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm#q4-9-5

(文責:田中 恵子)